

ライフスタイルの選択に中立な税制：
配偶者控除・配偶者特別控除を中心にして

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文学部 公開日: 2015-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中澤, 秀一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008589

論 説

ライフスタイルの選択に中立な税制
—— 配偶者控除・配偶者特別控除を中心にして ——

中 澤 秀 一

はじめに

I. 配偶者控除・配偶者特別控除とは

1. 所得控除とは
2. 配偶者控除とは
3. 配偶者特別控除とは

II. 配偶者控除・配偶者特別控除創設の経緯

1. 配偶者控除制度の創設
2. 配偶者特別控除制度の創設

III. 配偶者控除・配偶者特別控除の果たした役割

1. 適用の状況
2. 配偶者控除・配偶者特別控除の及ぼした影響
3. 課税最低限の問題

おわりに—今後の展望

はじめに

小泉「構造改革」の大きな柱の一つに税制改革がある。2002年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」が基本方針の第一に「税制改革や地方行政改革、社会保障制度改革などを着実に推し進め、『経済社会の活力』を高めるとともに、『全ての人が参画し負担し合う公正な社会』を構築していく」と掲げているように、この年より税負担と社会保障負担を総合的にとらえた改革の取り組みが本格的に始まった。さらに、同年12月に与党三党は03年度の税制改革大綱をまとめた。この中では、04年度からの配偶者特別控除の廃止や、それを財源にし

た児童手当制度の拡充等が決定された。また、大綱の決定に先立ち自民党厚生労働部会では、当面する厚生労働関係の懸案事項について協議し、今回の税制改革で基礎年金国庫負担 2 分の 1 への環境整備を行うこと、約 1 兆円見込まれる税収増のうち、4 分の 1 を児童手当の拡充に充てること等が説明されている。

今回の配偶者特別控除の廃止の背景には、1999 年 6 月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」や「同基本計画」等の後押しがあったと考えられる。同法の第 4 条では、「男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない」と定められている。また、「男女共同参画 2000 年プラン」の基本的方向の一つにも「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」が掲げられており、その中の具体的施策には「個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討」が含まれている。さらに、2002 年 12 月に男女共同参画会議・影響調査専門委員会は、「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告をまとめ、その中で配偶者控除や配偶者特別控除は見直す時期に来ているとして、その縮小・廃止を明確に打ち出している。

個人の生き方やライフスタイルは人それぞれである。結婚する・しない、子供を持つ・持たない、仕事を続ける・辞める等の人生における決定は、基本的には個人の自由な選択に委ねられるべきである。だがもし、その選択が国家の政策や社会的慣習などによって、個人の本意ではないものにゆがめられているならば、それは問題であり改善の方向に持っていかなければならないだろう。その意味で、配偶者特別控除の廃止は評価することができるのかもしれない。ところが、単純に控除の縮小ということであれば、実質的には増税となり国民の負担のみが増大するだけである。後で検討することになるが、今回の廃止のみによって、ライフスタイルの選択可能性が本当に拡大するかどうかは疑問である。では、「男女共同参画社会基本法」の基本理念にあるような「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」のためには、これ以外にどのような条件を整備しなければならないのだろうか。

本論文では、以上のことを問題意識において、配偶者控除や配偶者特別控除等の税制上の「専業主婦」の優遇政策が、その妻、もしくはその家族にどのようなインパクトを与えたのかについて考察していきたい。結論めいたことを先に述べれば、これらの優遇策は一部の主婦もしくは家族を対象にしたものであり、それから除外された者はその恩恵にあずかれず、また、たとえ恩恵にあずかった主婦も、その経済的自立をむしろ妨げられる結果になり、夫を含めた家族成員のライフスタイル

においてその選択の幅を狭めてきたといえるだろう。ここからさらに、男女共同参画社会実現の今後の展望へもつなげていきたい。

I. 配偶者控除・配偶者特別控除とは

1. 所得控除とは

現行所得税法では、所得金額の合計額から基礎控除、配偶者控除¹などの所得控除額を差し引き、その残額に対して超過累進課税を適用して所得税額を計算する総合課税の仕組みをとっている。これら各種の控除によって、所得金額が一定額以下の者には税金が課税されない仕組みになっており、これを課税最低限という²。2003年現在の所得税制で見ると、例えば夫婦子供二人の標準サラリーマン世帯では384万2,000円が課税最低限になっている³。また、上述のような所得金額からの各種控除をまとめて所得控除といい、その所得控除は大別して、人的な諸控除とそれ以外の控除（雑損控除や社会保険料控除など）とに分けることができる。そして前者は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの基礎的な非課税部分を取り扱うグループと、障害者控除、老年者控除などの通常の人と比較して生活上の追加的な費用が必要である人への配慮を主としたグループの二つに分けられる。本論文では、特に人的諸控除のうち基礎的な非課税部分を構成するグループが、労働者家族に及ぼしてきた影響について考察していく。

さて、人的控除とは税制上の親族に対する優遇措置のことを指し、アメリカでは所得税法上の「Personal exemption」にほぼ相当するものである。租税法では人的控除を、「納税者がある経費を実際に支出したか否かは関係なく、一定の所得に達せず担税力のない人々に対する課税を免除し、最低限度の生活水準を保障するために、定まった額の控除を認めるもの⁴」と定義し、具体例としては配偶者控除および配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除などを指摘している。また、人的控除の特徴としては、①実額控除ではなく概算控除であること、②最低限度の生活を保障するため担税力のない人に対する課税を免除する目的をもつものであること、の二点がある⁵。以上のこと

¹ 所得税法で規定される所得控除の項目は、雑損控除(72条)、医療費控除(73条)、社会保険料控除(74条)、小規模企業共済等掛金控除(75条)、生命保険料控除(76条)、損害保険料控除(77条)、寄付金控除(78条)、障害者控除(79条)、老年者控除(80条)、寡婦(寡夫)控除(81条)、勤労学生控除(82条)、配偶者控除(83条)、配偶者特別控除(84条)、扶養控除(85条)、基礎控除(86条)の15項目である。

² 一般には基礎控除、配偶者控除(配偶者特別控除)および扶養控除の合計額を、所得税の課税最低限と呼んでいる。桜井四郎『税の基礎』経済法令研究会、1995年、112頁。

³ 控除の内訳は、給与所得控除が130万8,000円、基礎控除が38万円、配偶者控除が38万円、配偶者特別控除が38万円、扶養控除が38万円、特定扶養控除(16歳未満の子がいる場合に適用)が63万円、社会保険料控除が38万4,000円。

⁴ 畠山武道、『租税法[改訂版]』、1985年、118頁。

また、金子宏氏も人的控除について明確な定義はしていないが、人的控除は「所得のうち、本人およびその家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たない、という考慮に基づくものであって、憲法25条の生存権の保障の租税法における現れである」の見解である。金子宏、『租税法[第三版]』、1990年、168頁。

⁵ 吉村典久、「所得控除と応能負担原則」『所得課税の研究』、1992年、242頁。

をまとめて、本論文では人的控除を「納税義務者およびその扶養家族に対して最低限度の生活の保障をするために、納税義務者の個人的事情に基づいて認められて概算で算出される所得控除の一部」と定義して、以下進めていきたい。

2. 配偶者控除とは

配偶者控除とは、所得者の配偶者の所得がないか、または少額しか所得のない場合に、所得金額から、一定金額を控除するものである。居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が 38 万円以下である者を「控除対象配偶者」と呼び、配偶者控除の控除対象となる。居住者が「控除対象配偶者」を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、特別控除後の短期譲渡所得の金額もしくは長期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から 38 万円を控除する。この場合、その控除対象配偶者が、①老人控除対象配偶者である場合には 48 万円、②同居の特別障害者である控除対象配偶者である場合には 73 万円、③同居の特別障害者である老人控除対象配偶者である場合には 83 万円を控除する。これらの控除を配偶者控除という。

3. 配偶者特別控除とは

この配偶者特別控除の設立の経緯は次章で詳しく述べるが、1987 年 9 月の税制改正において、ひとつの柱として創設されたものである。その内容は以下の通りである。

居住者が生計を一にする配偶者を有する場合には、居住者のその年分の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、特別控除後の短期譲渡所得の金額もしくは長期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から所得金額の一定額が控除される。この控除は合計所得金額が 1,000 万円以下の居住者に適応される。

また、この配偶者特別控除は、配偶者の所得増加に応じて遞減していく「消失控除」の仕組みがとられている⁶。つまり、①配偶者の収入増加に応じてなだらかに控除額が減少し(現行では配偶者の収入 70 万円から控除額の消失が始まり、非課税限度額である 103 万円(給与所得控除の最低保障額 65 万円と基礎控除 38 万円との合計額)で消失がいったん完了し、控除額が 0 となる)、かつ、②配偶者の収入が非課税限度額である 103 万円を超えても(夫については配偶者控除が受けられなくなり、また、その妻自身が独立の納税者となる場合)、年収が 141 万円未満であれば配偶者特別

⁶ 消失控除とは、いわゆる「パート問題」を解消するために採用された制度である。「パート問題」とは、パートで働く妻の年間収入が一定額(当時は 90 万円、現行では 103 万円)を超えると、夫の所得の税額計算上、配偶者控除(当時は 33 万円、現行では 38 万円)が適応されなくなり、夫の税負担が増加するとともに、その妻自身も独立した納税者となるため税負担が生じることになる結果、かえって世帯全体の手取り収入が減少してしまう「手取りの逆転現象」のことを指す。

控除が適用される（103万円を超えると消失した控除額が全額復活するとともに、再び収入に応じた控除額の消失が始まり、141万円完了する）ようになっている。

II. 配偶者控除・配偶者特別控除創設の経緯

1. 配偶者控除制度の創設

配偶者控除制度は生計を一にする扶養配偶者の一般的生活費控除の性格を有し、配偶者特別控除はいわゆる専業主婦（夫）の「内助の功」を評価する性格を有するものとして理解されているが⁷、扶養配偶者の一般的な生活控除としての人的控除は、かつては扶養控除制度のなかに含まれていた。例えば、1953年法では基礎控除額は6万円、扶養控除額は第1人目35,000円、第2人目と第3人目はおのおの20,000円、第4人目以下一人につき15,000円、また1958年法では基礎控除額は9万円、扶養控除額第1人目は50,000円、第2人目と第3人目はおのおの25,000円、第4人目以下一人につき15,000円であった。扶養配偶者は通例、第1人目の扶養控除額を適用されていた。そして、1961年の税制改正で、独立の人的控除制度として配偶者控除制度が設けられた。新設された配偶者控除額はそれまでの第1人目の扶養控除額よりも引き上げられて、当時の基礎控除額と同額の90,000円とされた。

配偶者控除が導入された理由は、自営業者に対するサラリーマンの不公平感を解消するためだったといわれる。サラリーマンは源泉課税され100%所得が捕捉されるのに対して、自営業者は俗に「クロヨン」「トウゴサン」といわれるように5、6割しか捕捉されていないといわれる。これに加えて、自営業者は実際には仕事をしていなかった配偶者に対しても専従者控除も適用される。つまり、配偶者控除は、自営業者との税における均衡を図るために設けられたとあってよい。したがって、先にも述べたように専業主婦（夫）の「内助の功」を評価するために導入されたというのは「後付け」の理由なのである⁸。

2. 配偶者特別控除制度の創設

2-1. 1986年『税制の抜本的見直しについての答申』の「基本理念」

先に述べた通り、配偶者特別控除は1987年の税制改革において創設が決定された制度であるが、この改革は前年の1986年10月の政府「税制調査会」によって答申された『税制の抜本的見直しについての答申』（以下『答申』）をもとに進められた。

⁷ 北野弘久、『夫婦の税金』「講座・現代家族法第2巻」日本評論社、1991年、125頁。

⁸ 「内助の功」＝家事労働だとするならば、家事をするのは何も専業主婦（夫）に限ったことではない。単身者であっても、共働きの妻（夫）であっても家事労働は生活するうえで欠かせない労働である。その一方で、仮に家事を一切しなかったとしても配偶者控除は適用されるのである。袖井孝子、「配偶者控除・配偶者特別控除の廃止」『週刊社会保障』2002年9月9日号、46～47頁。

この中で明示された税制の抜本的見直しの基本理念は以下の通りである。

「抜本的見直しを進めるに当たっては、「公平」、「公正」、「簡素」、「選択」、「活力」を基本理念とし、これに加え中立性の原則や国際性の視点にも配慮する。」「国民の生活水準の向上と平準化等を背景に、税制全体として課税ベースを広げ、負担をできるだけ幅広く薄く求めていくのが肝要である。広く薄い負担を求める税制は、おのずから簡素なものとなり、また、民間経済に対する介入を極力避けて中立的に対処することによって経済の活性化に資することになる」「抜本的見直しに際しては、負担軽減・合理化とその財源措置含めた包括的で整合性のある改革案を構築することが肝要である。税制改革は税収増を目的とするものではないが、同時に、現在の負担水準や財政状況等に顧みれば、税収減をもたらす後代に負担を残すようなものであってはならず、いわゆる税収中立性の原則を堅持すべきである」。現在でも税制改革の基本的なスタンスは、「広く薄く税を負担する体系に」ということであるが、この考え方はこの『答申』に始まるのである。

さらに、続く個別税目についての検討の中で、「所得の稼得に対する配偶者の貢献をも念頭に置きつつ、世帯としての税負担の軽減を図る趣旨で、現行の配偶者控除に加え所得税 15 万円、個人住民税 12 万円の配偶者特別控除を設けることが適当である」と、配偶者特別控除の導入を提言した。

2-2. 「基本理念」の検討

「公平」、「公正」、「簡素」、「選択」、「活力」を「基本理念」とするのは当然のこととしても、「中立性」・「国際性」を持ち出した背景には、直接税負担の軽減＝間接税(売上税)の導入を図る意図が見え隠れしていた。

また、「国民の生活水準の向上と平準化」も決してその根拠が明示されているわけではない。それどころか、「社会保障制度は飛躍的な充実を遂げ、その水準も諸外国に劣らないものとなっており、社会全体の均質化傾向に大きく寄与している」とまで断言し、「こうした状況の下にあっては、税制の所得再分配機能を考慮する必要性は、過去に比べて相対的に低下してきている一方、税負担の水平的公平の確保や公共サービス提供のための所要財源を円滑かつ適正に調達することの重要性が高まってきている」とし、ここでも大型間接税導入の布石が打たれている。

「広く薄い負担」については「特定の分野に特別の高い負担を求めたり、特別の軽減免除措置を講じたりすることを極力排除することを意味する」と説明しているのにもかかわらず、サラリーマンの専業主婦を対象にした配偶者特別控除の創設を提言している点は、『答申』の理念に反している。このことは「民間経済に対する介入を極力避けて中立的に対処すること」の説明において、「個人と企業の事業活動や消費行動に対し極力介入を避けて中立的に対処し」としている点が、配偶者特別控除が「共稼ぎ」世帯と「片稼ぎ」世帯に本当に中立なのか、と批判されることと同様で

ある。

結局、「税制の抜本的見直しは、税制のゆがみ、ひずみを是正し、重圧感を除去することが目的であり、税収増を目的とするものではない」と述べているところに、直接税(所得税・法人税)の負担を軽減し、それに代わる間接税を導入していこうとする政府の意図が感じられる。逆進性のある間接税自体に、低所得層からの徴税の相対的増大の意味が含まれているのだから、その層を中心とする反対が予想されたであろう。そのような反対意見をかわすことが、配偶者特別控除創設の背景の一つにあったと考えてよいだろう。

2-3. 課税単位の意義

『答申』の中では、所得税および住民税の課税単位も、所得課税における基本的な問題として取り上げている。

所得課税の課税単位は大別すれば、所得を稼得する個人ごとにその稼得する所得に対して課税する「個人単位課税」方式と、消費生活を同じくする世帯ごとに世帯構成員(夫婦)の稼得を合算して課税する「世帯(夫婦)単位課税」方式とに二分される。また、後者の方は合算した所得を分割して課税額を算出する「合算分割」方式と、合算した所得を分割せずに課税額を算出する「合算非分割」方式とに分けられる⁹。

日本では明治20年所得税法以来、同居家族の所得を戸主のそれに合算する「世帯単位合算課税」方式が採用されていたが、シャープ勧告による、「世帯単位合算課税」方式は同一の生活水準、同一の担税力水準にある納税者より高税率で課税する不公平な制度であるとの批判を受け¹⁰、1950年より「個人単位課税」を採用し現在に至っている。

2-4. 課税単位の再吟味

『答申』を出した税制調査会でも、課税単位は「個人単位」のままでのよいのかという論議はあっ

⁹ 「個人単位課税」方式を採用しているのは日本のほか、イギリス、カナダ、イタリア、スウェーデンなどである。「世帯(夫婦)単位課税」方式を採用している国のうち、アメリカ、旧西ドイツ、フランスは「合算分割」方式を採用していて、スペイン、ベルギーなどでは「合算非分割」方式を採用している。「合算分割」方式でも、アメリカ、旧西ドイツは夫婦のみに着目し「二分二乗」方式を選択していて、フランスでは子供数など家族構成に応じて「N分N乗」方式を選択していて、これは「家族除数制度」とも呼ばれる。

¹⁰ このときシャープ勧告が「世帯単位合算課税」方式を、「伝統的な日本家族制度に従うもの」と批判し「個人単位課税」方式への移行を促しているが、明治20年所得税法は当時のドイツ(プロイセン)法の影響を色濃く受けており、「世帯単位課税」方式が必ずしも「イエ」制度にのみ由来するものではない、という反論もある。例えば所得が1,000円未満の税率を1%、1,000円以上の税率を1.5%と仮定し、Aが900円、Bが700円の所得があったとする。このとき「個人単位課税」方式の場合、A・Bの税額はそれぞれ9円、7円であり、一家としての税額の合計は16円になる。また「世帯単位合算課税」方式の場合だと、A・Bの所得の合計額である1,600円に課税されて一家としての税額は24円となり、8円の差が二つの課税方式のあいだに生じる。つまり、「世帯単位合算課税」方式は家族構成員間の所得分割による租税の減少を防止する目的で採用されたからである。村井正、『課税単位論』「21世紀を支える税制の論理第2巻」税務経理協会、1999年、65-66頁。

た。そこでの意見は、税制調査会特別委員であり全国法人会総連合顧問であった立山武司氏によると、次のようなものである。

- ① 中堅所得層の負担を緩和するために二分二乗方式を採用すべきではないか。
- ② 主として家事労働に従事する配偶者の夫の稼得に対する貢献(内助の功)を評価する方策が必要ではないか。
- ③ 青色の事業所得者などは完全給与化された青色専従者給与の支払いを通じて「所得分割」を行える。これに対し、給与所得者はその途が閉ざされているためにアンバランスが生じている。この解決のために二分二乗を採用してはどうか。

これらの意見をまとめると、中堅所得者の税負担の軽減と、給与所得者と他の事業所得者との税負担不均衡の是正のために、課税単位の変更をするべきである、というものであり、具体策としては「二分二乗」方式が挙げられている。

「二分二乗」方式(所得分割法)は、専業主婦の「内助の功」を税制的に評価する手段として、その導入がたびたび議論されてきたが、その場合には一方の配偶者名義である所得の半分を他方の配偶者の所得分として、所得税額を計算するものを想定している。具体的には、夫の得た所得金額を夫婦それぞれ二分の一ずつに分割し、当該二分の一相当額に対してそれに照応する税率を適用し、それによって得られた算出税額を二倍して夫婦の税額を求めるものである。

このような「二分二乗」方式には、いくつかの欠点がある。第一に、この方式によって恩恵を受けるのは、低所得者よりも高所得者の方であること。現行の所得税率(所得0~330万円が10%、330万円超~900万円が20%、900万円超~1,800万円が30%、1,800万円超が37%の税率構造)を前提として、年収1,000万円の夫婦と年収400万円の夫婦(ともに妻は専業主婦で所得は0円とする)を比べた場合、「二分二乗」方式を導入することによって、年収1,000万円の夫婦の税額は177万円から134万円への減少(軽減度24.3%)し、年収400万円の夫婦の税額は47万円から40万円への減少(軽減度14.9%)している。ここからは高所得者層に有利である結論が導き出される。第二に、「二分二乗」方式を「共稼ぎ」世帯にも適用した場合、「片稼ぎ」夫婦の方に有利に働くこと。現行の所得税率を前提として、夫の年収が400万円で、妻の年収が200万円の「共稼ぎ」世帯と、夫の年収が600万円で、妻の年収が0円の「片稼ぎ」世帯とを比べた場合、「共働き」世帯の税額は67万円から60万円へ7万円の減少し、「片稼ぎ」世帯の税額は87万円から60万円へ27万円の減少することとなり、「片稼ぎ」世帯の減税額の方が大きくなる¹¹。第三に、単身者より、夫婦などの世帯が有利な方式であり、結婚・離別という個人の都合や判断に委ねられるべき事態に対して、税制が中立的ではなくなる。現行の所得税率のもとで「二分二乗」方式が採用された場

¹¹ この点に関しては、男女共同参画会議・影響調査専門委員会「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告においても同様の理由で「二分二乗」方式の導入に否定的である。

合、仮に年収1,000万円の単身者が結婚すると、税額は177万円から134万円に減少する。裏を返せば、離婚をして配偶者なしになった場合、税額が増えることもありうるわけで、税金対策のために離婚断念ということになりかねない税制は問題といえる。その他にも、大部分の給与所得者にとられている源泉徴収・年末調整などの簡便な現行制度の利点が、「二分二乗」方式の導入によって生じる配偶者の所得によって左右される税額の決定の問題や、税額を実際にどう世帯構成員で分担していくか等の執行の難易で減殺される技術的な問題がある。

このような検討を経て、政府税制調査会は課税単位を「個人単位」から「世帯単位」へ変更しないという結論にたどり着いた。

2-5. 配偶者特別控除創設の決定

「二分二乗」方式の導入は、前項に述べた理由で見送られることになった。しかし、税制調査会は「事業所得者においては青色事業専従者給与の支払による配偶者への所得の分与を通じて負担緩和を図りうることを考えると、主として給与所得者世帯について配偶者の有無や所得の稼得形態の差異に着目して何らかの税負担の調整を図ることは、十分考慮に値する問題である。」と、「片稼ぎ」サラリーマン世帯の妻の夫への貢献を考慮する必要性を強調し、所得税および個人住民税の課税に当たって何らかの斟酌を加えるために、それまでの配偶者控除に付け加える形で、配偶者特別控除を設けることを答申した。

また、実際に配偶者特別控除の導入の決定を受けた世論の反応は、年収1,000万円以下の層では減税になるため、概ね評価する内容であった¹²。

Ⅲ. 配偶者控除・配偶者特別控除の果たした役割

1. 適用の状況

国税庁の「平成12年分税務統計からみた民間給与の実態」によると、給与所得者のうち、所得税の配偶者控除の適用者は、年末調整の対象者で1279万人、確定申告を行った者で227万人であった。また同様に、配偶者特別控除の適用者はそれぞれ1151万人、205万人であった。約1500万の世帯が控除の「恩恵」を受けていることになる。

2. 配偶者控除・配偶者特別控除の及ぼした影響

配偶者控除が導入された1961年当時は、雇用されて働く女性のうち、有配偶者は全体の3分の1ほどであり、サラリーマンの妻は「専業主婦」が多数派であったのだ。この高度経済成長期は夫の収入が増大していたため、「夫は外で仕事、妻は家庭で家事」という「片働き」世帯が増加した。

¹² 『朝日新聞』、1987年9月4日付。

よって、この時期に配偶者控除が「片稼ぎ」サラリーマン世帯に歓迎されたことは容易に予想がつくだろう。さらに、配偶者控除だけではなく、これに連動する形で支給されている家族手当（配偶者手当）も、「専業主婦」には有利な制度であった。内閣府の委託で日本リサーチ総合研究所が 2001 年に行った「雇用システムに関するアンケート調査」（上場企業 703 社が回答）によると、83.5%の企業で配偶者手当を採用していた。また、61.5%の企業で配偶者の収入を支給条件として、そのうち、配偶者の収入金額「103 万円」の支給基準にしている企業の割合は 78.4%であった。この「103 万円」という金額が、まさに配偶者控除と家族手当が連動していることを物語っている。

このように配偶者控除は、企業の家族手当と相まって「専業主婦」を優遇する制度として機能していた。ところが、1970 年代後半になると状況が一変する。既婚女性の職場進出が進み、第 1 章のところで述べたような、配偶者控除の限度額を超えた場合に生ずる手取りの逆転現象（いわゆる「パート問題」）に対する不満の声が高まってきた。これに対処する形で配偶者特別控除が導入されて、この手取りの逆転現象は解決するわけだが、ここで問題となるのは、「なぜ、政府は配偶者控除という税制を温存しようとしたのだろうか」ということである。その理由の一つには、前にも述べたように消費税導入に対する批判をかわすための「アメの政策」として配偶者特別控除が創設されたという経緯があろう。ただ、1987 年時点で雇用女性に占める有配偶者の割合は既に 6 割に達していた。つまり、「専業主婦」は少数派だったわけだ。奇しくも、1985 年の年金改正で基礎年金の第 3 号被保険者制度が導入されており、配偶者特別控除の創設は「専業主婦」優遇策の第 2 弾ともいえるものだったわけである。なぜ、「片稼ぎ」世帯の妻のみを優遇して、「共稼ぎ」世帯の妻に対する優遇策は講じられなかったのか。こういった批判を受けることは、すでに配偶者特別控除の導入以前から予期されていて、『答申』の中でも「所得の稼得に対する配偶者の貢献という点については、共稼ぎ世帯や事業所所得者の世帯においても同様の状況にあるのではないかとする指摘」があったとされている。

それでもこのような制度が導入されたところに、高度経済成長期に増大した「夫は外で仕事、妻は家庭で家事」「夫はサラリーマン、妻は専業主婦」という「片稼ぎ」世帯を維持し、たとえ妻が就労したとしても正規雇用ではなく、パートのような家計補助的な非正規雇用に限定させ、妻を安価な労働力の供給源にとどめようとする政府＝大資本の政策目的が見え隠れしている。

実際に、パートで働く妻の中には就業調整を行っている層が存在する。厚生労働省が 2001 年に行った「パートタイム労働者総合実態調査」で、年取等の調整についてみると、何らかの「調整をしている」労働者の割合は、「パート」で 22.6%となっており、男女別に見ると、男 9.3%、女 26.7%となっている。また、「調整をしている」労働者について、その理由（複数回答）をみると、「自分の所得税の非課税限度額（103 万円）を超えると税金を支払わなければならないから」とする労働者の割合が最も多く、71.7%となっている。

さらに、日本労働研究機構が1998年に行った「高学歴女性と仕事に関するアンケート」によると、大卒で無業再就職希望の女性の希望年収額は、22～24歳で200～300万円未満が第一位になったほかは、その他の全ての年齢層で50～103万円未満を希望する割合が一番大きく、明らかに配偶者控除を意識した結果となっている。ちなみに、イギリスの場合も一定の所得以下であれば税金や社会保険料負担が免除されるために、日本と同様に既婚女性が免除の範囲内で働く傾向が見受けられる¹³。

配偶者控除・配偶者特別控除が、ライフスタイルの選択に対してゆがみをもたらしたといわざるを得ない結果である。

3. 課税最低限の問題

基礎控除、配偶者控除（配偶者特別控除）、および扶養控除の人的控除の基礎的な非課税部分を中心に、課税最低限度額の高低がたびたび論じられている。その課税最低限度額とは、憲法25条の趣旨に基づいて「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するに足るものでなければならないが、そもそも配偶者控除(配偶者特別控除)、および扶養控除は課税最低限を議論する際に考慮されるべきものなのだろうか。個人の中には配偶者や扶養家族がいない単身者も当然いるわけで、そういった単身者にとっては配偶者控除や扶養控除は一切無関係である。

また、課税最低限の国際比較において、しばしば政府は「わが国の課税最低限は国際的に見て高い水準になっている」としているが¹⁴、これは課税最低限に給与所得控除が含まれているからである。給与所得控除は、勤労して稼得された給与に対して実施される控除であるから、この控除を課税最低限に加えることには問題がある。

したがって、課税最低限は基礎控除のみをもって論じられるべきである。そうなると、現行の基礎控除額38万円ではあまりにも低過ぎる。では、どのくらいの額が妥当かということになると、さしあたって生活扶助基準額が一つの目安になってくるのではないか¹⁵。

おわりに—今後の展望

はじめでも述べているが、配偶者特別控除という一つの制度が廃止されたからといって、個人の

¹³ 塩田咲子、『日本の社会政策とジェンダー』日本評論社2000年、128頁。

¹⁴ 夫婦子供二人の給与所得者世帯と比較した場合、アメリカ245.0万円、イギリス113.4万円、ドイツ384.9万円、フランス294.3万円である。換算レートは1ドル=112円、1ポンド=180円、1マルク=60円、1フラン=18円。

¹⁵ 全労連では、憲法第25条の精神に立って最低生活費は非課税を原則とし、生活扶助基準にかんがみ、月額15万円・年額180万円までを非課税とすることを要求している。そして、給与所得控除はサラリーマンに認められた必要経費であり、課税最低限に含めるべきではなく、課税最低限は基礎控除のみで考えるべきであり、基礎控除の大幅引き上げを提言している。全労連、『税・社会保障・賃金の「個人単位化」「ライフスタイルの選択に中立な社会制度」に対する考え方の素案』、2002年。

働き方にすぐさま変化が生じるとは考えにくい。いや、専業主婦は社会保障制度や賃金システムにおいて様々な形で優遇されているが、これらの制度がすべて無くなったとしても、どれだけライフスタイルや働き方に変化が生まれるのか。仮にここで、これらの制度がすべて廃止されて性やライフスタイルに中立な制度になったとしよう。ところが、女性パートの平均時給は 01 年度で 890 円（賃金構造基本統計調査）に過ぎない。フルタイム同様に年間 1,800 時間働いても年収が 160 万 2 千円、家事や育児の時間を考慮して週 4 日、各 6 時間働くとしたら 120 万円程度という低水準なのだ。これでは、諸制度の廃止が女性パートのライフスタイルに劇的な変化を及ぼすとは考えにくい。女性が多様なライフスタイルを自由に選択できる状況を作ることは当然の方向性ではあるが、それには前提条件として、どうしても賃金をはじめとするパートタイマーの待遇改善が不可欠である。つまり、ただ単に「性に中立な制度」「個人単位化」を実現させたとしても、誰もが自立した「個」として生きていける保障やそのための社会的な仕組みと手立てがない現状のままではまったく無意味ということである。

とはいえ、現在さまざまな制度・システムが「性に中立な制度」「個人単位化」に向かって変化しようとしている。そして、このような動向の背後には、「二つの潮流」が存在している。その「二つの潮流」とは、一つが男女平等要求と運動の広がりであり、この潮流は「世帯単位」の考え方や慣行・制度が、性別役割や賃金の男女間格差を再生産しているとし、現行の制度を「個人単位」化へ改正することを要求する。そして、いま一つの潮流が、財界・政府の新戦略である。この潮流は、終身雇用や年功賃金などの従来の日本的雇用慣行を見直して、成果主義による賃金や昇進管理の「個人単位」化をいっそう徹底しようとする財界の動きと、これと一体化した形での大企業本位の「規制緩和」や労働法制の改悪、加えて少子・高齢化の進行による税金や社会保険財源の逼迫に対して、“支え手”を増やすことのみを企図した税制・社会保障改革などに代表される政府の動きである。これら二つのせめぎ合いの中で、「性に中立な制度」「個人単位化」が進められようとしている事実を、我々はいま一度確認しておく必要があるだろう。目指すべき方向性は同じでも、どちらが主導権を握るか否かで、結果は大きく異なってくる。

バツを捕まえて、ある一定期間ずっとカゴの中に入れておく。その後、バツをカゴの外に出しても、以前のように高くは飛び跳ねることはできないようだ。これは、カゴの中で思い切り飛び跳ねれば、壁にぶつかり自らを傷つけるので、自己防衛的に飛び跳ねる高さを低く抑えてしまっていたからだ。これと同様に、人間もある一定の枠に抑えられて個人の能力を十分に発揮できない環境におかれていたら、その能力は後退してしまうだろう。確かに、「性に中立な制度」「個人単位化」は目指すべき方向であろう。ただ、それだけでは問題は解決しない。ここでも述べたように、その前提条件の整備が必要であるし、国民・労働者の立場に立った改革でなければ、かえって「痛み」が増すだけである。その意味で、国民・労働者の運動の高揚が望まれるのである。